

令和5年9月15日14時00分  
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社ひさ野

期間: 令和5年9月15日から令和5年10月14日まで(1ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社ひさ野が建設業許可部局より指示処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

<取扱い> \_\_\_\_\_

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141

契約課長 おおぎり 大桐 あつひこ 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 いそかわ 磯川 けんいち 健一 (内線 2512)

令和5年9月15日  
近畿地方整備局

## 株式会社ひさ野に対する指名停止措置について

### 1. 案件の概要

株式会社ひさ野は、大阪府発注の工事において、建設業法第7条第2号及び第26条第3項の規定に違反して、同号に規定する当該建設業者の営業所における専任の技術者を、専任を要する主任技術者として工事現場に配置した。  
そのため、令和5年3月31日に、建設業許可部局(大阪府)より、建設業法第28条第1項に基づく指示処分を受けた。

### 2. 指名停止措置理由

株式会社ひさ野が建設業許可部局より指示処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。  
従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

### 3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社ひさ野

大阪府大阪市旭区大宮4-15-12

代表取締役 久野 広一

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和5年9月15日から令和5年10月14日まで(1ヵ月)

#### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)